公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

- 1 技術提案に付する事項
- (1)業務名 令和7年度戦略的プロモーション事業プロモーション企画・実施及 びコンテンツ制作・発信業務
- (2)業務内容 令和7年度戦略的プロモーション事業プロモーション企画・実施及 びコンテンツ制作・発信業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年2月28日まで
- (4) 契約限度額 28,000,00円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 履行場所 受託事業所内
- 2 技術提案に参加できる者の資格 技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者 名簿」という。)に登録されている者であること。
- (2)入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類5企画・製作」及び「小分類5広告・広報」両方に登録されており、格付区分がAであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定 に該当する者でないこと。
- (4)岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示 第332号)に規定する入札参加者の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話:(086) 226-7158 FAX:(086) 224-3246 メール: kocho@pref.okayama.lg.jp

- 4 契約条項を示す場所 上記3の場所とする。
- 5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書【様式1】を次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (1) 仕様書等の配布期間及び場所
 - ①配布期間

令和7年2月21日(金)から令和7年3月5日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし閉庁日を除く。

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県公聴広報課のホームページからダウンロードすることができる。(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/4/)

- (2)技術提案参加資格確認申請書【様式1】の提出期間、場所及び方法
 - ①提出期間

令和7年2月21日(金)から令和7年3月5日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし閉庁日を除く。

②提出場所

上記3の場所に同じ。

③提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)

- (3) 技術提案参加資格要件の審査
 - ①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書【様式1】を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年3月11日(火)までに上記3の宛先にファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

①受付期間

令和7年2月21日(金)から令和7年3月5日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし閉庁日を除く。

②方法

仕様書に対する質問・回答書【様式2】によりファックス又は電子メールで 送信すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③受付場所

上記3の場所に同じ。

④回答

質問時と同様の方法により回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県総合政策局公聴広報課ホームページに掲載する。

⑤その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1)技術提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ持参又は郵送等(書留郵送、その他これに準ずる方法によるものに限る。)により提出しなければならない。

- ①提出期限 令和7年3月21日(金)
- ②提出場所 上記3の場所に同じ。
- ③提出書類
 - ○提案書【様式3】(1部)
 - ○企画提案書(様式は定めないがA4縦(横書き)左綴りとする。)(7部)
 - ・企画提案全体の概要、趣旨、コンセプト、主なターゲット層等を記載すること。

また、当該プロモーションの実施に当たって効果的と考える、制作コンテンツ、イベント、タイアップキャンペーン等を提案すること。

- ・それぞれのプロモーションにおいて、効果的と考えるデジタルマーケティン グの活用案があれば記載すること。
- ・内容を絵コンテや写真等を活用し、分かりやすく表現した資料をもって提案すること。(枚数制限なし。またデモ映像による提案を妨げない。)
- ○評価基準項目の内容に係る提案書(7部)
- ・業務の実施体制に関する資料(様式任意)として、本業務の制作責任者及 び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。 また、制作責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務 における役割等を併せて記載すること。
- ・企業等の概要 (様式任意) 既存のパンフレット等でも可。 共同提案の場合は、全参加企業の概要を添付すること。
- ○当該事業類似事業に係る資料(過去5年の事業一覧)(7部) 企画運営した実績及び映像等の主な制作実績についてその企画内容や成果 物等が分かる資料を添付すること。
- ○見積書 (1部)

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

本業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と 見込まれる経費は全て計上すること。

※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印するか、見積書の作成責任者及び作成担当者の氏名並びに連絡先を明記すること。

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

- ①日時 令和7年3月25日(火)午前10時00分~(予定)
- ②場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本庁舎4階 記者会見室

③説明内容

技術提案プレゼンテーションの際には、プロモーション企画のスケジュール等を説明するとともに、コンテンツ等について、企画意図とその内容を説明すること。また、一連のプロモーションを通じてデジタルマーケティングの効果的な活用の提案があれば説明すること。

7 契約書作成要否

要

8 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8条)第153条及び第155条の規定による。

9 採用者の決定方法

委託業務の内容に係る技術提案書と経費見積書に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

<配 点> 技術提案:経費見積書=95:5

(1) 最優秀提案者の選定方法

- ①審査会に先立ち、事務局は経費見積書の価格に対する評価について事前評価 する。
- ②審査委員は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、総合的に提案の評価(100点満点)を行い、事務局が集計する。
- ③集計結果をもとに全審査委員による協議を行って最優秀者を選定し、最優秀 提案者以外の者についても順位付けを行う。なお、当該得点について、同点 の提案者が複数となった場合は、審査委員の協議により順位を決定すること とする。

10 詳細

業務詳細は、令和7年度戦略的プロモーション事業プロモーション企画・実施及びコンテンツ制作・発信業務仕様書による。

11 その他

本件業務については、令和7年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。なお、令和7年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。

また、本件業務が国の補助対象事業として採択されなかった場合は、事業規模を縮小して実施する場合がある。